

イ 河川現況台帳の整備等

勧告	図表番号	
<p>【制度の概要等】</p> <p>河川管理者は、河川法第 12 条第 1 項に基づき、河川の現況を的確に把握し、かつ、河川の使用関係を明らかにすることにより、河川行政の適正な執行を図るため、河川現況台帳を調製・保管することとされている。</p> <p>河川現況台帳の調製・保管については、一級河川（指定区間、指定区間外）は国土交通大臣が、二級河川は都道府県等が行うこととされている。</p> <p>（注）一級河川の指定区間の管理は、都道府県等が行っているが、河川現況台帳は、国土交通省が調製・保管することとされている（河川法第 9 条第 1 項、第 12 条、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 2 条第 1 項第 1 号、第 7 条、河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 7 条）。</p> <p>河川現況台帳は、河川法施行令第 5 条第 11 号において、主要な河川管理施設の概要を記載することとされており、記載項目は次表のとおりである。</p> <p>表 1 主要な河川管理施設の概要（丙の 5）の記載項目</p> <table border="1" data-bbox="199 913 1214 987"> <tr> <td>①水系名、②河川名、③図面番号、④主要な河川管理施設の概要（名称又は種類、位置、完成年、構造又は能力、図面番号、摘要、調製年月日）</td> </tr> </table> <p>（注）河川法施行規則別記様式第 1（丙の 5）から抜粋した。</p> <p>都道府県は、「河川台帳の調製に係る資料の提供の依頼について」（平成 18 年 3 月 13 日付け国河政第 249 号国土交通省河川局水政課長通知）に基づき、管理する一級河川（指定区間）の主要な河川管理施設の状況等に係る資料を地方整備局等に提供することとされており、地方整備局等は、同資料に基づき河川現況台帳（指定区間）を調製することとされている。</p> <p>一方、国土交通省は、「河川区域内の土地の管理等について」（平成 21 年 2 月 5 日付け国河政第 86 号、国河環第 79 号、国河治第 118 号国土交通省河川局水政課長、河川局河川環境課長、河川局治水課長通知）により、適正な河川管理に資するため、調製した台帳の情報を指定区間等の管理者に対し、定期的に還元するよう努めることとしている。</p> <p>【現状及び問題点等】</p> <p>河川管理者における河川現況台帳（丙の 5）の整備状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>① 調査した 19 河川事務所等（注）では、いずれも河川現況台帳（一級河川（指定区間外））を整備しているが、必要な事項が記載されていないものが、1 河川事務所等（5.3%）みられた。</p> <p>（注）8 地方整備局及び北海道開発局の 2 開発建設部及び 17 河川事務所等を調査対象とした。</p> <p>② 調査した 19 河川事務所等のうち、11 河川事務所等（57.9%）において、必要な事項が記載されていないなど、河川現況台帳（一級河川（指定区間））</p>	①水系名、②河川名、③図面番号、④主要な河川管理施設の概要（名称又は種類、位置、完成年、構造又は能力、図面番号、摘要、調製年月日）	<p>表(5)-イ-①</p>
①水系名、②河川名、③図面番号、④主要な河川管理施設の概要（名称又は種類、位置、完成年、構造又は能力、図面番号、摘要、調製年月日）		

が適正に整備されていない状況がみられた。

これらの河川事務所等は、その主な理由について、都道府県に対し、河川法施行令第5条に規定する河川現況台帳の記載事項（主要な河川管理施設の概要等）が変更される場合は資料を提供するよう依頼しているが、都道府県から主要な河川管理施設の概要に係る資料が提供されないため、河川現況台帳（一級河川（指定区間））に必要な事項が記載されていないとしている。

また、当該11河川事務所等のうち、3河川事務所等（27.3%）では、把握している河川管理施設数が都道府県の把握している施設数と異なっている状況がみられた。

- ③ 調査した19河川事務所等のうち、2河川事務所等（10.5%）では、都道府県は既に承知しているとして、同台帳の情報を都道府県に対し還元していない。

また、当該2河川事務所等が把握している河川管理施設数は当該都道府県の把握している施設数と異なっている状況がみられた。

- ④ 調査した16土木事務所等（注）のうち、二級河川を管理しているものが12土木事務所等あり、これらの土木事務所等のうち、i）一部の河川について河川現況台帳（二級河川）を整備していないものが1土木事務所等（8.3%）、ii）同台帳に必要な事項が記載されていないものが2土木事務所等（16.7%）、iii）様式に誤りがあったものが4土木事務所等（33.3%）みられた。

これらの土木事務所等は、その理由について、予算の制約などから、同台帳の整備に必要な図面作成が進んでいないためなどとしている。

（注）16都道府県の各1土木事務所等を調査対象とした。

表2 河川現況台帳（丙の5）の整備状況 （単位：管理者、%）

台帳名	管理者	管理者数	未整備	記載が不十分等
河川現況台帳 （一級河川（指定区間外））	河川事務所等	19(100)	0(0)	1(5.3)
河川現況台帳 （一級河川（指定区間））		19(100)	0(0)	11(57.9)
河川現況台帳（二級河川）	土木事務所等	12(100)	1(8.3)	6(50.0)

（注）1 当省の調査結果による。

2 （）内は、構成比である。

3 調査した16土木事務所等のうち、二級河川を管理しているものは12土木事務所等である。

- ⑤ 一方、調査した19河川事務所等及び16土木事務所等のうち、4河川事務所等（21.1%）及び7土木事務所等（43.8%）では、河川現況台帳以外に、維持管理のための独自の台帳等を整備している。

このうち2土木事務所等は、その理由について、河川現況台帳は、維持管理を目的としたものではなく、維持管理に当たって、補修等の履歴等のより詳細なデータを整備する必要があるためなどとしている。

- ⑥ 調査した9地方整備局等では、管理する河川管理施設（一級河川（指定区

間外)) 9,908 施設のうち、設置年度が不明なものが 1,073 施設 (10.8%) みられ、調査した 16 都道府県では、管理する河川管理施設 (一級河川 (指定区間)・二級河川) 7,212 施設のうち、設置年度が不明なものが 998 施設 (13.8%) みられた。

なお、国土交通省では、9 地方整備局等が管理する河川管理施設について、直轄管理区間の延伸により都道府県から引き継いだ施設の中には、設置年度不明な施設があるとしている。

表 3 設置年度が不明な河川管理施設 (ゲート施設及びポンプ施設) (単位: 施設、%)

管理者	河川の種類	総施設数	うち設置年度が不明な施設数
地方整備局等	一級河川 (指定区間外)	9,908 (100)	1,073 (10.8)
都道府県	一級河川 (指定区間)、二級河川	7,212 (100)	998 (13.8)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 平成 22 年 12 月 1 日現在である。
 4 一級河川 (指定区間外) については、調査した 9 地方整備局等が管理する河川管理施設数を、一級河川 (指定区間) 及び二級河川については、調査した 16 都道府県の河川管理施設数を記載した。

【所見】

したがって、国土交通省は、河川現況台帳の適正な整備及び維持管理情報のより効率的かつ効果的な活用の推進を図るため、次の措置を講ずる必要がある。なお、その際、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。

- ① 河川現況台帳 (一級河川 (指定区間外)) の適正な整備を徹底すること。
 また、都道府県等に対し、調製した河川現況台帳 (一級河川 (指定区間)) の情報を還元するとともに、引き続き、主要な河川管理施設の状況に係る資料を提供するよう要請し、同台帳の適正な整備を徹底すること。
- ② 都道府県等に対し、河川現況台帳 (二級河川) の適正な整備を徹底するよう要請すること。
- ③ 河川管理施設の現況を的確に把握するとともに、河川管理施設の維持管理に係る情報の効率的かつ効果的な活用が図られるような方策を検討すること。

表(5)ーイー① 河川現況台帳の整備に関する規程等

○ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）（抜粋）

（一級河川の管理）

第 9 条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

3～7 （略）

（二級河川の管理）

第 10 条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

2 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であって、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。

3・4 （略）

（河川の台帳）

第 12 条 河川管理者は、その管理する河川の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 河川の台帳は、河川現況台帳及び水利台帳とする。

3 河川の台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、政令で定める。

4 河川管理者は、河川の台帳の閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

○ 河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）（抜粋）

（都道府県知事又は指定都市の長による指定区間内の一級河川の管理）

第 2 条 法第 9 条第 2 項の規定により、指定区間内の一級河川について、都道府県知事が行うこととされる管理は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 法第 12 条第 1 項の規定により河川の台帳を調製し、これを保管すること。

二～七 （略）

（河川現況台帳）

第 5 条 河川現況台帳の調書には、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる事項（一級河川については第 4 号に掲げる事項を、二級河川については第 3 号に掲げる事項を除く。）について記載をするものとする。

二～十 （略）

十一 主要な河川管理施設の概要

十二・十三 （略）

（河川の台帳の保管）

第 7 条 河川の台帳は、国土交通省令で定めるところにより、一級河川に係るものにあつては関係地方整備局の事務所（北海道開発局の事務所を含む。第 39 条の 3 第 1 項第 1 号において同じ。）において、二級河川に係るものにあつては関係都道府県の事務所において保管するものとする。

○ 河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）（抜粋）

（河川の台帳の保管）

第 7 条 河川の台帳は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる事務所において保管するものとする。

一 一級河川に係る河川現況台帳 国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号）第 32 条第 1 項に規定する地方整備局の事務所又は同法第 34 条第 1 項に規定する開発建設部（第 41 条において「関係事務所等」という。）

- 二 一級河川に係る水利台帳 地方整備局又は北海道開発局
- 三 二級河川に係る河川の台帳 都道府県の規則で定める事務所

別記様式第1 河川現況台帳調書(丙の5)

主要な河川管理施設の概要	水系名		河川名		図面番号	
	名称又は種類	位置	完成年	構造又は能力	図面番号	摘要
調製年月日						

○ 「河川台帳の調製に係る資料の提供の依頼について」(平成18年3月13日付け国河政第249号国土交通省河川局水政課長通知)(抜粋)

指定区間内の一級河川に係る河川の台帳(河川現況台帳及び水利台帳。以下「河川台帳」という。)につきましては、貴職の御協力の下、河川法(昭和39年法律第167号)第12条第1項及び河川法施行令(昭和40年政令第14号)第2条第1項第1号又は第2項に基づき、地方整備局及び北海道開発局(以下「地方整備局等」という。)において調製及び保管を行っているところです。

現在、地方整備局等において調製及び保管している河川現況台帳につきましては、今後も随時更新していく必要があることから、河川指定の状況及び水利使用許可に係る更新の状況等について、引き続き貴職からの資料の提供が不可欠となっています。

つきましては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づき、地方整備局等により河川台帳の調製に係る資料の提供を別途依頼させていただきますので、資料の提供等御協力願います。

(注) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4において、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができるとされている。

○ 「河川区域内の土地の管理等について」(平成21年2月5日付け国河政第86号、国河環第79号、国河治第118号国土交通省河川局水政課長、河川局河川環境課長、河川局治水課長通知)(抜粋)

これまで河川区域内の土地の適正な管理等が行われるよう指導等に努めているところであるが、最近、河川区域内の土地の管理等について会計検査院による実地検査等において注意喚起がなされるとともに、不適切な土地の占有、不法係留船等の行政代執行や迷惑行為等についてマスコミに度々取り上げられるなど、河川区域内の土地の管理等について社会的関心が高まってきている。

このため、今般、河川区域内の土地の管理等のあり方について特に留意すべき事項を下記に取りまとめましたので、より一層の管理の適正化を図られるよう、改めて通知する。

記

8 河川の台帳の調製について

- (1) 河川管理者には、その管理する河川の台帳(河川現況台帳及び水利台帳並びにそれぞれの調書及び図面。以下同じ。)を調製することが義務づけられていることから、現況の把握等により台帳の記載事項に関して漏れの無いよう、適切な時期に台帳の調製を実施すること。
- (2) 一級河川の指定区間に係る台帳の調製に当たっては、指定区間等の管理者からの新規情報、更新情報等の提供を受けることが不可欠であるので、適正な台帳の管理(調製及び保管)

を実現するため、指定区間等の管理者との連絡・調整を密にして継続的な資料提供を促すこと。

また、適正な河川管理に資するため、調製した台帳の情報を指定区間等の管理者に対し、定期的に還元するよう努めること。

(注) 下線は当省が付した。